

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

訓 令 甲

○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和四年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

「遠藤信哉」を「伊藤哲也」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（令和四年宮城県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二号口中「環境の保全及び県民生活」を「総務企画一般」に改め、同号ハ中「商業、工業及び労働」を「復興及び危機管理」に改め、同号ニ中「農業」を「保健衛生及び社会福祉」に改め、同号ホ中「水産林業」を「会計及び監査」に改め、同号ヘ中「土木及び建築」を「教育及び警察」に改め、同号トを削る。

第三号イ中「総務企画一般」を「環境の保全及び県民生活」に改め、同号ロ中「復興及び危機管理」を「商業、工業及び労働」に改め、同号ハ中「保健衛生及び社会福祉」を「農業」に改め、同号ニ中「会計及び監査」を「水産林業」に改め、同号ホ中「教育及び警察」を「土木及び建築」に改め、同号トに次のように加える。

へ 公営企業に関すること。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。